

社会福祉施設等施設整備（国庫補助）の評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点
ア	選定実績	補助対象施設・法人の選定が偏っていないか。	3
イ	国庫補助協議基準との整合性	基準と整合しているか。	3
ウ	本市施設整備計画との整合性	神戸市障がい福祉計画等に整合しているか。	6
エ	設置主体の適格性	法人に障害福祉サービス等の運営実績はあるか、また過去3年間に改善勧告等の行政処分を受けていないか。	3
オ	建設用地確保の確実性	確実に確保できる見込みがあるか。	3
カ	整備資金調達の確実性	確実に資金調達できる見込みがあるか。	3
キ	地域との円滑な関係の確保が見込まれるか	地域との円滑な関係の確保が見込まれるか。	3
ク	周辺環境の適否	市街化調整区域や土砂災害警戒区域、浸水想定区域に含まれていないか。	3
ケ	区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性（施設管理・防災上の必要性）	【創設・新規開設】 利用ニーズがあるか（地域で事業所が不足しているか）	3
		【老朽改修等】 利用者の安全・衛生等に重大な支障があるか。	
合 計			30

※点数が同点の場合は、重度障害者に対応しているか、所在区における人口に比べて施設の定員数が少ないか、施設の定員数が多いか、本体施設と連携する併設事業（介護施設・短期入所事業所等）があり併設による効果を期待できるか、設置年度が古いこと等により緊急度が高いか等を優先する。